

新しい中小企業金融の法務に関する研究会  
報告書

平成15年7月16日

新しい中小企業金融の法務に関する研究会

## 新しい中小企業金融の法務に関する研究会名簿

(敬称略、五十音順)

### <委員>

井上 裕之	(東京商工会議所副会頭 (愛知産業株式会社代表取締役社長))
大久保 勉	(エルガン・スタンレー証券会社投資銀行本部マネージングディレクター)
木村 剛	(KF代表取締役社長)
小塚 荘一郎	(上智大学法学部助教授)
須藤 英章	(東京富士法律事務所弁護士)
住田 昌弘	(株式会社整理回収機構常務執行役員)
多比羅 誠	(ひいらぎ総合法律事務所弁護士)
玉井 豊文	(ベーシック・キャピタル・マネジメント株式会社COO)
中村 廉平	(商工中金法務室長)
座長 松下 淳一	(学習院大学法学部教授)
村本 孜	(成城大学大学院経済学研究科研究科長教授)
山岸 聡	(中央青山監査法人監査四部シニアマネージャー 公認会計士)

### <オブザーバー>

大神田 智男	(第二地方銀行協会 (東日本銀行お客さまサービス部副部長))
大森 泰人	(内閣府産業再生機構担当室参事官)
窪寺 信	(金融庁検査局金融証券検査官 (公認会計士))
高橋 泰三	(中小企業庁事業環境部財務課長)
田中 実	(全国信用金庫協会 (巣鴨信用金庫創合企画部長))
新田 信行	(全国銀行協会 (みずほ銀行与信企画部次長))
浜田 隆	(全国信用組合中央協会 (中ノ郷信用組合融資部融資課長))
前原 和弘	(全国地方銀行協会 (横浜銀行融資部次長))

### <ゲストスピーカー>

伊藤 進	(明治大学法学部教授)
------	-------------

### <事務局>

木下 信行	(金融庁監督局総務課長)
-------	--------------

## 【目次】

1. 中小企業金融の現状と問題点	……3
2. 中小企業金融における個人保証	……4
(1) 個人保証の機能	……4
(2) 個人保証の問題点	……4
(3) 債権保全における個人保証の限界	……5
(4) 融資における担保・保証と取締役の善管注意義務	……8
3. 新しい中小企業金融の法務	……10
(1) 中小企業金融に関する関係当事者のニーズ	……10
(2) 財務諸表の信頼性の確保及び情報開示の必要性	……11
(3) リスクマネーの調達とリターンの確保	……12
(4) 中小企業における擬似エクイティ	……13
(5) 債権と株式の相違の相対化	……14
4. 今後の取組み	……18
(1) 当事者による取組み	……18
(2) 環境整備	……18

## 1. 中小企業金融の現状と問題点

我が国の中小企業の財務状況をみると、大企業や諸外国の中小企業と比べて、一般的に自己資本比率が低く借入依存度が高い傾向にあり、企業規模が小さくなるほどその傾向は強い。具体的には、中小企業においては、運転資金として借り入れる短期借入金についてロールオーバーを繰り返すことにより、結果的に長期固定的な資金となっているものや、設備投資目的の長期借入金などにより資金調達が行われているものがみられるとされる。また、近時においては、債務の長期化が進み、債務をキャッシュフローで除した比率も上昇している。

このような中小企業の財務状況の背景としては、地域に根ざして長く事業を展開する中小企業に対する金融機関の貸出金の中には、一定水準の金額が長期固定的に融資され続けており、自己資本比率の低さを補完する役割を果たしてきた部分があるとの指摘がなされている。他方、金融機関のリスク管理上は、短期のロールオーバーを繰り返す融資が合理的な場合もある。

しかしながら、近年のデフレによる資産価値の減少により、長期固定的な資金を債務の形で調達していることが、こうした中小企業の財務状況が過剰債務となることにつながっている面がある。また、最近の中小企業に対する融資については、企業の事業性等の評価より、むしろ担保・保証に過度に依存しているのではないかと、また、担保・保証の求め方等に問題があるのではないかと指摘がなされている。

我が国の経済の中核を担う中小企業が、今後の経営環境の変化に対応した事業インフラを構築していくためには、その事業展開に関する環境整備とともに、金融面に関してもこのような現状を見直す必要がある。本研究会においては、中小企業金融における担保・保証、特に個人保証の現状を検討するとともに、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融のあり方について検討した。

その内容は以下のとおりである。

## 2. 中小企業金融における個人保証

### (1) 個人保証の機能

中小企業は、その規模等にもよるが、経営者と企業の資産・資本が十分に分離されておらず、経営者と企業の一体性が強い場合が多いといわれている。また、株主や債権者等の利害関係者が少なく、かつ固定的である場合が多いことから、その財務諸表について、会計監査を受けずに、ディスクロージャー目的ではなく課税所得算出の目的で作成していることが多いとの指摘もある。

このように、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性に問題があることは、資金供給者がそうした中小企業の経営や財務の実態を把握することを困難にしている面がある。

こうしたことから、少なくとも前記のような特徴があてはまる中小企業については、経営者の個人保証には、企業の信用補完且つ経営に対する規律付けという機能が認められるといわれている。一方で、経営者以外の第三者の保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能があるとされているが、経営との一体性を欠くために、それが機能する範囲は経営者の個人保証とは自ずと異なる。

### (2) 個人保証の問題点

このように、中小企業金融において、個人保証は信用補完や経営規律という機能を有しているとされている。

他方で、個人保証については多くの問題点が指摘されている。まず、企業が経営困難に陥った場合においても、経営者が保証債務の履行請求を恐れることが、事業再生の早期着手に踏み切れないという傾向を助長し、事業価値の毀損が進むことにより企業の再建が困難となるという問題が指摘されている。このことは、

結果として金融機関の債権の回収率の低下にもつながる。

また、金融機関が一律又は形式的に保証を徴求するという融資行動をとった場合には、無税償却が認容され難くなることを通じ、スムーズなオフバランス処理を妨げるという支障を生ずることも指摘されている。これは、金融機関の債権償却に際し、保証人の責任を厳格に追求しなければ無税償却が認容され難いという税務上の問題があるので、結果として保証の徴求が、スムーズなオフバランス化を妨げることに繋がる場合があるからである。

更に、経営者や第三者の保証人は、結果として支払能力を超えた保証債務を負担することが多いため、経営者として再起を図るチャンスを失ったり、社会生活を営む基盤すら失うような悲劇的な結末を迎えるといった現実があることについても看過できない。

### (3)債権保全における個人保証の限界

以上のように個人保証には様々な問題点が存在していることに鑑みると、債権保全の観点からの個人保証の有効性について改めて吟味することが必要である。

この点に関して、金融機関が取得した個人保証の効力、特に包括根保証人の責任について、判例は、契約締結時の金融機関による説明の有無やその内容、保証人として徴求することについての合理的必要性の有無等に着目して、これらが不十分な場合には、免責や責任の軽減等を認める傾向にあるとされている。

具体的には、経営に実質的に関与していない第三者を包括根保証人とする場合においては、保証人が主債務者の財務状態や貸付の状況を当然には知り得る立場にないことから、保証人の責任を制限する判例が多数見られる。すなわち、保証契約の締結から融資実行までの期間が長期間経過している、貸付目的や態様が変更されている、主債務者の財務状態が急激に悪化している状況における

追加融資に関する通知や意思確認を怠っている等の事情や、保証契約締結時の説明において、既存債務の存在や包括根保証の法的性格等について十分な説明がない、あるいは保証人が主債務者から保証の対価を得ていない等の事情を総合的に判断して、責任を制限するものである。

また、第三者を限定根保証人とする場合においても、金融機関が、連帯保証は形式的なものに過ぎないとしたり、他に有力な保証人がいたり担保余力のある物的担保があったりするため契約書記載の金額全額について当該保証人が責任を負うわけではないとしたり、根保証ではなく個別の債務保証であるとしたりする等の不適切な説明を行った場合や、既存の債務の存在や根保証の法的性格について説明を行わなかった場合には、包括根保証の場合と同様に、保証人の責任を制限する判例が見られる。

さらに、経営者を包括根保証人とする場合についても、判例上、経営者が退任するときに解約権を認める例、金融機関が経営者から退任した旨の通知を受けた後も、その後の貸付についての保証意思を確認せずに漫然と追加融資を実行した場合において、保証人の責任が制限されている例がある。

以上、判例を検討してきたところによると、特に、第三者を包括根保証人とすることについては、金融機関の債権保全の観点からみて有効性に限界がある場合が少なくない一方で、前記のような弊害も大きい選択であるということとなる。こうした判例の傾向を踏まえ、すでに多くの金融機関において、少なくとも経営に実質的に関与していない第三者を包括根保証人とするような取扱いを行わないような態勢作りが始められている。

他方、以上を踏まえた金融機関の説明義務については、保証を求めることの合理的必要性に基づき、保証契約締結時に金融機関から保証人に対し十分な説明を行い、締結意思の確認を行うことの有無が保証人の責任制限を認めるか否かの判断における重要なポイントであるということが出来る。従って、個人保証の締

結時において、金融機関から保証人に対し、保証債務が請求された場合に保証責任を負わなければならないことをはじめとする、保証内容についての十分な説明と意思確認が行われなければ、事後的に保証責任が制限される可能性が高いと考える。こうした観点からは、経営者の個人保証であっても、金融機関が保証を徴求した目的について、信用補完よりも専ら経営規律にあるとの説明が行われた場合については、事後的に保証責任が軽減される可能性がある。

さらに、保証人に対する説明義務が、単に情報提供のためというだけでなく保証意思の確立のためのものであることからすれば、説明が尽くされたといえるためには、保証債務を負担するという意思とその保証債務が実行されることによって自らが責任を負担することを受容する意思の両方が形成できるものであることが必要であり、いずれかの意思形成過程に瑕疵があった場合には、事後的に保証責任が免責あるいは軽減されうるのではないかと考えられる。

また、これに加えて、融資に伴う保証取引の場合は、単に説明義務が尽くされれば足りるというのではなく、保証債務を負担させることについての客観的・合理的理由の必要性も考えていく必要があるのではないかと意見があった。

以上で検討したとおり、金融機関においては、こうした判例の流れ等を踏まえ、個人保証の必要性の如何を見直すとともに、保証人に適正な意思形成を行ってもらうためには、どのような内容の説明を行うべきかについて十分な検討を行い、その検討の結果に従った説明を確実に実施する体制を整備していく必要がある。

なお、経営者の個人保証に関しては、企業再建を行う際に外部のターンアラウンドスペシャリスト(事業再生の専門家)が経営者に就任した場合や、関連会社の役員として親会社の社員が派遣される等、経営者と企業の一体性が認められない場合について、代表者の保証を徴求することは不合理であるとの批判が存在することに留意する必要がある。



#### (4) 融資における担保・保証と取締役の善管注意義務

不良債権処理を巡る近時の判例については、最終的に担保・保証が不十分であったことで、情実融資として取締役等の責任が認められるのではないかという懸念が指摘されている。融資における担保・保証について検討するにあたって、金融機関の取締役等の責任との関係について、整理をしておく必要がある。

この点について、判例は、融資にかかる取締役等の経営判断について一定の裁量を認めた上で、金融機関の経営者を基準としてその逸脱の有無を判断するという立場をとっており、取締役等の裁量の範囲については経営判断の原則により広範な裁量を認めている。

すなわち、融資対象の事業等について社会的有用性や将来性が肯定される場合には、将来の回収可能性に不安が残り、融資の時点においては確実な担保を徴することができない場合でも、融資を実行することは裁量権の範囲内にあるとする判例や、融資先が零細企業等で十分な担保を有するとは限らない場合においては、地域とのつながりを活かし、融資先の収益性や将来性に対する慎重な審査、融資条件の設定、融資後のモニタリング等によりリスク管理を徹底することが求められるとする判例がある。これらはいずれも、企業の経営状態等を考慮した上で、担保・保証を取得しないで行う融資も取締役等の裁量の範囲内にあるとして、その適法性・妥当性を認めている。

このように、判例は、取締役等の責任を判断するにあたり、融資の経緯や企業の経営状況、資金使途や返済計画、当該金融機関の置かれていた状況等を踏まえて、企業の返済能力や融資の回収可能性を総合的に判断することとしており、その中で担保・保証を取得しなければ回収可能性が認められないと判断した場合に限って、担保・保証の適格性や十分性を検討しているものと考えられる。一般的に担保・保証を取得しない融資を問題視したり、結果的に担保・保証が不足していたことをもって取締役の責任を認定するといった判断は行われていない。最

最終的に担保・保証が不足したことのみをもって取締役等の責任が認定されるといった誤った認識は払拭される必要がある。

以上のような整理によると、融資における担保・保証の取得と金融機関の取締役等の責任との関係に係る一連の判例は、担保・保証に過度に依存しないこととは何ら矛盾するものでなく、むしろこのような金融慣行の確立と整合的であると考える。

### 3.新しい中小企業金融の法務

#### (1)中小企業金融に関する関係当事者のニーズ

本研究会においては、中小企業金融に関する当事者のニーズとして、以下のものが挙げられた。

まず、企業における一般的なニーズとしては、事業インフラを支える資金として、継続的・安定的な資金が確保できること、時機に応じた適切な融資が受けられること、担保・保証が不要なものであることに加え、経営の自主性が確保されるものであることが挙げられた。具体的な資金調達手段としては、現状においては「通常の融資」の形態を希望する企業が多いが、今後の資金調達の方法として増資を検討する企業もあり、規模が大きくなるとそのニーズも高くなっているとの報告があった。

次に、金融機関の一般的なニーズとしては、元本回収及びリスクに見合った収益性の確保が挙げられた。また、企業の業績及び財務内容の改善を通じた債権保全への関与の可能性も求められており、その方法としてコベナンツやDES等の活用が挙げられた。コベナンツの活用については、すでに実務においても、シンジケートローンにおける貸借対照表や損益計算書の指標に基づくコベナンツ、DIPファイナンスにおける提出資料等や遵守事項等に関するコベナンツ等が利用されているという報告があった。また、個人保証による経営の規律付け機能にしても、コベナンツの活用により対応していくことが考えられるという意見もあった。さらに、コベナンツが有効に機能するための前提として、中小企業の財務諸表の信頼性が確保されていることも必要であるという指摘があった。なお、金融機関が株式を保有することについては、銀行法等及び独禁法による規制があることから、これら関係法令に適合するものであることや、金融機関側の連結会計への影響に配慮することも必要である。

また、投資家の一般的なニーズとしては、まず、エクイティに対する投資家の立場から、事業再構築を断行するために経営支配権を確保できること、事業再構築によるエクイティバリューの向上が見込まれ投資の出口が想定できること、一定の投資規模があることが必要であり、有能なオペレーターの下で事業の再編・提携が行われることが有効であるとの意見があった。デットに対する投資家の立場からは、採算金利と貸出金利との間の乖離を解消することが必要とされ、さらに証券化を念頭においた場合には、大数の法則が成り立つこと、キャッシュフローの予測が立つこと、契約書の標準化が行われること等が必要であるとされた。なお、いずれの投資家においても、資金供給者として関与するための前提として、コーポレートガバナンスや、財務諸表の信頼性が確保されていることが不可欠であるとの指摘があった。

## (2)財務諸表の信頼性の確保及び情報開示の必要性

以上のような関係者のニーズが適切に調整され、円滑な中小企業金融が行われるための基盤としては、中小企業の財務諸表について信頼性が確保されており、金融機関及び投資家それぞれのニーズに対応した適切な情報開示が行われることが必要である。

その結果、中小企業において財務諸表の信頼性が確保され、その情報が適切に金融機関に対して開示された場合には、金融機関は当該企業に対する融資に際し、迅速な審査、適切なリスク管理が可能となり、さらには担保・保証に依存しない融資の前提条件が整うこととなる。これを企業の側から見れば、円滑な資金供給、金利の低減というメリットにつながりうるものであり、信頼できる企業情報を企業、金融機関の双方で共有することは、当事者双方にとって有用である。

また、個別の中小企業単独では経営環境の変化に対応した事業再構築が困難な場合であっても、他の企業との提携や統合によってビジネスモデルの変換が

行われ、これにより事業再構築が可能となるような場合には、当該企業の概要、事業内容、財務状況等、金融機関の有する一定の情報が戦略投資家に対して開示されることが有益である。

このように、財務諸表の信頼性確保及び情報開示については、円滑な中小企業金融のインフラとなるものである。

### (3) リスクマネーの調達とリターンの確保

企業は、経営環境の変化に対応し、その事業インフラを整備することが不可欠であり、これに要する資金を、継続的・安定的に調達する必要がある。とりわけ経営環境の変化が激しい昨今においては、これに対応した前向きな事業展開を行うためのリスクマネー確保の必要性は高い。

リスクマネーを調達するための金融商品については、債務の場合は、資金供給者からの規律付けがダウンサイドリスクの回避に偏るため、事業においてもリスクテイクを行いにくい。これに対して資本の供出者からは、アップサイドも見込んだ能動的な規律付けがなされるため、事業面でもリスクテイクを行いやすいほか、経営に関与する投資家であれば、ノウハウの提供等を受けて事業再構築の可能性が広がることにもつながる。

一方、リスクマネーの資金供給者の立場からは、リスクに見合ったリターンを得ることが財務の健全性を確保するために必要である。その際には、金融機関は、基本的には、貸付けという形態で資金提供を行うが、信用リスク管理の方法としては、従来どおり個別企業ごとに信用リスク管理を行うことだけでなく、一定の共通した属性を有する債権を集团的にリスク管理し、そのリスクに見合ったリターンを確保していくことも考えられる。その際にはCRD等の信用リスクデータベースを活用することが有用である。

さらに、より能動的なリターンの確保の観点からは、金融機関としても、リレーシ

ョンシップバンキングの機能を強化し、企業との長期継続的な取引の中から得られる情報を活用しつつ、事業の再構築を図ることに能動的関与を及ぼしていくことが考えられる。その際には、金融機関が明確な形でリスクマネーを供給することが整合的となる。

なお、事業再構築のための金融機関の関与に関しては、債権放棄を含めた金融支援が行われる場合に、前向きな規律付けの機能を発揮するため、収益が生じた場合にのみプラスの価値を持つ株式や、企業の再建が達成された時点で初めて償還請求権が発生する劣後ローンといったものを活用することも検討すべきではないかとの意見があった。

#### (4) 中小企業における擬似エクイティ

従来、中小企業においては、こうした資本的性格の資金も、リスクマネーとしての性格を明確にせず、法形式上、資本ではなく債務という手段により調達されてきた。

しかしながら、資金調達の法律構成が実態に即していないことは、当事者が各々暗黙のうちに自らの権利義務を想定することを通じ、当事者間の権利義務関係を不明確にする。その結果、当事者間の認識に食い違いが生じやすく、問題が発生した際に、それまで内包されてきた食い違いが顕在化する危険がある。

ことに、デフレにより資産価値が減少し、中小企業の過剰債務が問題となった場合には、成長性のある中小企業であっても、こうした認識の食い違いが顕在化し、事業インフラの整備に要する資金の確保が阻害される場合が生じやすい。

こうしたことに鑑みれば、当該資金に関する権利義務関係を、実態に合わせて法律上明確化していくことが、企業と資金供給者の双方にとって有益である。資金の資本的性格に対応する権利義務関係が明確となることにより、金融機関、企業双方を有効に規律づける仕組みが確立し、リレーションシップバンキングの機

能を強化することが可能となれば、企業においてより高い付加価値を生産できるようになると考えられる。

## (5)債権と株式の相違の相対化

### 総論

従来の法制度においては、債権と株式は異なるものとして二分されていたが、前述のとおり、中小企業においては資本的性格の資金の調達が債務の形で行われており、実態面においては、その相違は相対的なものである。近年においては、制度面においても、債権と株式の相違の相対化が進んでいる。

### 商法における制度改正

株式会社制度は、平成13年、14年における4度の商法改正により大きく変更され、債権と株式との中間的な機能を有する多様な株式の設計が可能とされた。

改正以前の商法においては、原則としてすべての株式が同一の内容を持つものとされ、例外的に配当に関して普通株とは内容が異なる種類株式のみが設けうるものと規定されていた。(改正前の商法第222条)。また、改正以前の商法においては、配当優先株を無議決権株式とすることのみが可能とされていたほか(改正前の商法第242条第1項)、配当ができない場合に議決権が当然に復活するというように、配当の有無と議決権の復活が関連づけられていた。

この点、平成13年、平成14年改正後の商法においては、配当の優先性と議決権の制限との関係が解消され、配当以外の事項に関する種類株式が認められるようになったことから、配当の優先性とは無関係に議決権の制限を定めることが可能となっている。

また、配当の有無と議決権の復活との関連が切断されたことから、株式の種

類の転換を利用することにより、配当の有無とは無関係に株式のアレンジメントを変えることが可能となっている。例えば、経営悪化時において株式を転換することにより、株式の種類を変更し、これにより議決権のアレンジメントを変更することが可能となった。

## 種類株式の会計上の取り扱い

### (イ) 実行時における債権者側の処理

種類株式をデット・エクイティ・スワップにより取得した時点における債権者側の会計処理については、「金融商品会計に係る会計基準」、「会計制度委員会報告14号 金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」、「実務対応報告第6号 デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年10月9日企業会計基準委員会)等が適用される。この場合、債権者が取得する株式の取得時の時価が対価としての受取額(譲渡金額)となり、消滅した債権の帳簿価額との差額を当期の損益として処理するものとされている。また、債権者側の会計処理に関する考え方は、債務者側の会計処理に関わらないものとされている。

ここにいう取得された株式の取得時の時価については、取得した株式に市場価格がある場合は、「市場価格に基づく価額」であり、市場価格がない場合には「合理的に算定された価額」とであるとされている。また合理的な価額の算定が困難な場合には、「取得した株式の取得時の時価を直接的に算定する方法に代えて、適切に算定された実行時の債権の時価を用いて当該株式の時価とする」とされている。さらに、「債権の消滅時に、債権者が取得する債務者の発行した株式の時価を合理的に測定できない場合には、その時価はゼロとして譲渡損益を計算し、その当初計上額もゼロと



することとなると考えられる」とされている。

#### (ロ) 期末の会計処理

また、種類株式の貸借対照表価額については、企業会計基準委員会実務対応報告第10号において会計処理が示されている。ここでは、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式については債券の貸借対照表価額と同様に取り扱うとされている。それ以外の種類株式については、市場価額のある種類株式と市場価額のない種類株式とに分けて記載されている。

まず、市場価格のある種類株式は、「当該市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とされ、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理される」。他方、市場価格のない種類株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とされ、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理される。

#### (ハ) 今後の検討

以上のように、種類株式の債権者側の会計処理については、デット・エクイティ・スワップによる取得時、期末時のそれぞれについてすでに基準が示されている。しかしながら、その実務における運用については未だ発展途上段階にあると考えられることから、今後、当該基準が利用され、実務が集積されていくことが期待される。

さらに、劣後ローン等の資本的性格を有する債権の評価については、既存の債務の一部を劣後ローンに変更するいわゆるデット・デット・スワップを

行うことが新たな資産の取得に該当するか否かや、当該劣後ローンの期末における評価額の具体的算出方法等について、未だ不明確な点があるとの指摘がなされている。今後は、デット・デット・スワップにおいて取得した劣後ローンの内容に応じ、債権者側における取得価額の算定方法及び期末評価の方法を明確化することについて、関係団体においてさらに検討がなされることが望まれる。

## 4.今後の取組み

### (1)当事者による取組み

従来の中小企業金融については、必ずしも経済合理性があるとはいえない場合にも担保・保証に依存する傾向にあったといわれている。また、リスクマネーの調達が債務という形態に偏っており、資金供給者の誘因が財産的権利の保全に偏ることから、事業においてもリスクテイクが行われがたい傾向がある。更に、金融機関が、過度に担保・保証に依存している場合には、リスクに見合ったリターンを確保しようとしても説得力に乏しいとの指摘もある。

今後、こうした現状の問題点を踏まえ、新しい中小企業金融に向けた取組みが望まれるところである。

こうした取組みは、基本的に、当事者による私的自治の原則の下で、各々が創意工夫を行うことで進められるべきものである。

### (2)環境整備

当事者による私的自治を有効に機能させるという観点からは、行政庁においても環境整備を行うことが適当である。具体的には以下のように考えられる。

#### 中小企業の資金調達の円滑化に向けた環境整備

中小企業の財務諸表の信頼性に問題がみられることが、中小企業金融の円滑化の障害となっている場合があるとの指摘を踏まえ、平成14年6月に、中小企業庁から、中小企業の会計に関する研究会報告書「中小企業の会計のあり方」が公表された。これを受け、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会から、より実務的な基準やあり方が策定・公表され、併せて中小企業が自発的に計算書類のディスクロージャーをより充実する場合の参考となるよう、各種開示関係書類の雛型が提示されている。中小企業金融の円滑化のためには、情

報開示の充実に向けて、今後とも、より一層実務的な努力が進められることが重要である。

なお、本研究会においては、中小企業金融の円滑化に向け、在庫等の動産担保にかかる登記制度、売掛金等の債権担保にかかる登記制度、コミットメントラインなどを含めた関連諸制度についても、制度の趣旨や現状を踏まえ、必要に応じ、関係者による検討が行われることが期待されるという意見が出された。

#### 保証に関する金融機関の説明

金融庁が公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日)では、銀行法等に義務づけられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に関する監督のあり方を事務ガイドラインに明示する」とされている。

当研究会としては、本報告書において整理した個人保証・担保のあり方を踏まえ、金融庁が事務ガイドラインの改訂を行うことにより、貸付契約や保証契約において、金融機関から債務者に対していっそう充実した説明がなされるための監督体制が整備されることを期待する。

その際、特に、保証契約の締結に当たっては、保証人が、実際に保証債務が請求された場合その責任を追わなければならないことまで認識するに足る説明がなされているか、更に、第三者保証契約の締結に当たって顧客から求められた場合には、当該保証契約締結につき客観的・合理的理由を十分説明できる態勢が整えられているかという視点から金融機関の説明態勢の検証を行うことが重要である。

#### モデル取引の提示と周知

前述のとおり、リスクマネーについて当事者間の権利義務関係を明確にする必要が生じた場合には、当該資金について、法律構成上も資本的性格を有するものとするのが有益な場合がある。法律構成を実態と合致させる作業は、本来、当事者間において行われるべきものであるが、共通の考え方を整理することについては、多数の当事者間で重複した検討作業が行われることに伴う社会的コストを節約する点で合理性があると考えられる。そこで、本研究会においては、当事者間における検討の土台となる考え方を示すべく、資本的性格の資金に伴う権利義務関係を法律構成上明確にする際の基本的考え方を検討し、別添のWG報告書として取りまとめた。

今後は、本研究会報告及びWG報告の内容を、金融機関や中小企業、投資家等の関係当事者に周知することにより、当事者間の努力の一助とすることが重要である。

#### 零細・多数の融資の取扱い

資金調達に関する権利義務関係の明確化を行うことが有益な場合であっても、零細な事業者においては、法律構成の変更に伴うコストが個別の資金調達の規模に比べて割高なものとならざるをえないことにも配慮する必要がある。また、当該資金を供給する金融機関としても、多数かつ小口の貸出しに関するリスク管理にあたっては、融資先が相互に関連がないなどリスク分散としての合理性が高い場合には、個別企業ごとに法律関係を厳格に検証するよりも、ポートフォリオとしての信用リスクの認識と制御を行っていくことが合理的となることも考えられる。

金融庁が公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日)では、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を策定する」、あるいは「検査マニュアル別

冊（中小企業融資編）の定着状況をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂する」とされているところであり、策定・改訂の際には、このような管理手法の対象となる零細・多数の融資の取扱についても併せて検討されることを期待したい。

（以上）